

退職後の任意継続制度について

オエノンホールディングス健康保険組合

健康保険では、退職すると自動的に被保険者の資格を失いますが、退職日までの間に継続して2ヶ月以上被保険者であった方は、退職した翌日から2年間は引き続き**※任意継続被者**として健康保険に加入することができます。

※任意継続被保険者の標準報酬月額は、「退職時の標準報酬月額」又は、「前年度9月30日現在の当健保組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額」のいずれか低い額となり、保険料は全額(事業主分も含め)自己負担となります。

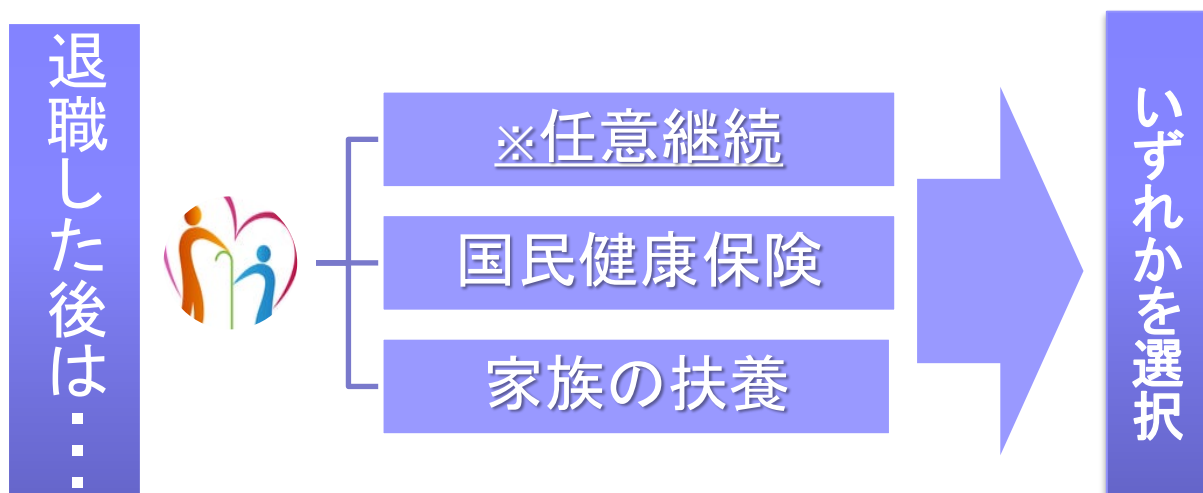
また、40歳以上65歳未満の人は介護保険料も全額自己負担します。

保険給付は、一般の被保険者と同じで、法定給付と付加給付が支給されます。

なお、保健事業のサービス(各種健診等)も在職時と同様に受けることができます。

※任意継続被保険者となることを希望する方は、資格喪失日から20日以内に『**健康保険任意継続被保険者資格取得申請書**』を健康保険組合に提出してください。

(被扶養者がいる方は『**健康保険被扶養者(異動)届**』も併せてご提出ください。)



任意継続加入期間・保険料・喪失について

任意継続制度に加入された被保険者の保険料、被保険者期間等の取扱いは、下記のとおりとなります。

1.被保険者期間

任意継続被保険者として加入できる期間は**最長2年間**です。

2.保険料

保険料は、「あなたの退職時の標準報酬月額」あるいは「前年9月30日現在の当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額の平均額(令和7年度は34万円)」のいずれか低い額に保険料率を乗じて算定されます。

なお、全被保険者の標準報酬月額の平均した額は毎年変わりますので、平均額が適用される方の保険料は毎年4月1日に改正されます。
(平均額が変更にならなければ、次年度の保険料も変更ありません)

3.保険料納付期限(毎月納付の場合)

保険料は、月初めに送付される納付書で、その月の**1日から10日までに**納めていただくこととなっております。

※定められた日までに納められないと、その翌日で資格喪失することとなりますので十分注意してください。

なお、一括納付を希望する方は、別紙「[保険料前納制度](#)」を参照してください。

4.加入期間中の脱退・喪失

一度加入されますと、次の事由以外では脱退・喪失できませんので、ご注意ください。

1. 被保険者期間が2年に達したとき
2. 就職により他の健康保険の被保険者資格を取得したとき
3. 後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき
4. 死亡したとき
5. 保険料を納付期日までに納付しなかったとき
6. 資格喪失の希望を申し出て健康保険組合が受理したとき
(受理された日の属する月の翌月1日に、その資格を喪失する)

なお、上記3. 4. 6.に該当した際は『任意継続被保険者資格喪失申出書』の提出が必要となりますので、健康保険組合までご連絡ください。

健康保険料前納制度



1. 保険料前納制度とは

「保険料前納制度」とは、保険料を一括して前納して頂くことにより割引きを適用するものです。

6ヶ月分ごと(①4月～9月分 及び②10月～翌年3月分)、あるいは12ヶ月分(③4月～翌年3月分)の期間分をご希望いただけます。

2. 年の中途で資格を喪失する場合の特例

上記の前納期間 6ヶ月分(①4月～9月分 及び ②10月～翌年3月分)、12ヶ月分(③4月～翌年3月分)の中途で任意継続期間である2年が経過し、資格を喪失することが明らかな方は、資格を喪失する月の前月までの期間の保険料について前納することができます。

3. 納入時期

前納保険料は、前納する期間の初月の前月末までです。

◆ 6ヶ月分前納の場合①.② : ①3月末および②9月末まで

◆ 12ヶ月分前納の場合③: 3月末まで

4. 前納を希望する方へのお願い

前納を希望される方は、『6ヶ月分前納』または『12ヶ月分前納』の別を『健康保険任意継続被保険者資格取得申請書』の保険料納入方法欄にご記入ください。健康保険料振込用の納付書をお送りします。

(任継資格取得時に前納を希望しなかった場合でも、全ての任意継続被保険者様宛に2月と8月頃、前納希望アンケートをお送りします。)

なお、前納した保険料は次の脱退・喪失事由以外では返還できませんのでご注意ください

- ◆ 就職等により他の健康保険の資格を取得したとき
- ◆ 被保険者が死亡したとき
- ◆ 資格喪失の希望を申し出て健康保険組合が受理したとき